

# 緊急事態措置延長のお知らせ

兵庫県への緊急事態宣言の発令期間が3月7日まで延長されました。

## 利用可能時間

令和3年 1月14日(木)～3月7日(日)まで

トレーニングジム 9:00～20:00

体育館 9:00～19:00

研修室・諸室 9:00～17:00

※適用期間以前に予約(教室等)を行ったものについては、時間制限の対象外とします。

※適用期間内の日付を利用日とする新規申込については、20時以降を含む区分の利用の申込は不可とします。

ご利用されるお客様にはご迷惑をおかけしますが、  
ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。